

- 第1章 総則**
- 第1条** 本会は立川国際友好協会(Tachikawa International Friendship Association- 略称TIFA)と称する。
- 第2条** 本会の事務所は本会会長宅に置く。
- 第3条** 本会は、目的に賛同して入会した立川市およびその周辺地域住民(日本人と外国人)の会員からなる無償ボランティア団体である。
- 第2章 目的**
- 第4条** 言葉や習慣の違い、情報不足などにより一般市民に比べて困難な生活状況にある地域の外国人に、快適な社会生活が送れるよう手助けをする。
- 第5条** 地域の外国人が日本の社会・文化・生活習慣をより理解し、より有意義な生活が送れるような交流活動を行う。また地域住民が自分達と違う文化的背景を持つ人々との出会いを通じ、国際交流に役立つ活動を行なう。
- 第6条** 会員同士協力し、親睦を深め、品位を維持し、かつ明るく楽しい活動を続けることにより国際親善を深める。
- 第7条** 上記の目的のため、本会はいかなる政治的・宗教的・営利的団体にも属さない。
- 第3章 活動内容**
- 第8条** 外国人が日本語を学ぶ手助けをするため日本語教室を開設する。  
それに関係する立川市の委託事業を受託する。
- 第9条** 外国人の相談にのり、助言を行なうとともに日常生活に必要な情報を提供する。
- 第10条** 国際交流の場を設け、相互の文化の理解を深める。その他必要に応じ目的に沿った事業を行なう。
- 第4章 会員・入会・会費および退会**
- 第11条 (会員)**  
本会の趣旨と目的に賛同し、動機が正当で協調性を有すると認められる者は、会員となることが出来る。会員は会則を遵守し、会の運営に協力しなければならない。
- 第12条 (入会)**  
1項 入会を認められた場合は、所定の手続きを終えた後、会費を納入し会員となる。  
2項 入会に当たり、会の運営に支障をきたす可能性が高いと判断される場合は、正副会長等と協議して入会を許可しない場合がある。
- 第13条 (会費)**  
1項 会費は年額1500円とし、入会時に活動年度の年額会費を納入する。  
2項 会員は会費を払った教室の所属とし、他の教室で活動することもできる。  
3項 次年度の会費は当年度末に納入する。  
4項 休会者も年額を納めるものとする。  
5項 ボランティア保険は全員加入とし、保険料はTIFA予算から支出する。但し他の団体で加入している場合は除く。加入する保険の内容は運営委員会で定める。
- 第14条 (退会・休会等)**  
1項 退会を希望する会員は原則として退会届を提出しなければならない。  
2項 新年度になって3か月以内に会員の更新手続きがなされない場合は、特別の事情がない限り退会したものとする。  
3項 年度途中で退会した場合、会費の返却は行わない。  
4項 やむを得ない事情で休会を希望する場合は、期間を記して休会届を提出しなければならない。  
5項 休会期間が延長になる場合は、何らかの方法で期間変更の連絡をしなければならない。  
6項 会員が本会の趣旨・目的・運営を著しく損なう行為をした場合は、運営委員会の過半数の議決により除籍されることがある。
- 第5章 活動および組織**
- 第15条 (活動の基調)**  
本会は任意団体であって、活動は会員の総意を民主的にくみ上げることによって行なう。

## 第16条 (役割と分担)

1項 本会の目的遂行のため、次の部ならびに役員12名を置き、役割を定める。

部	役員	部の役割
—	会長	本会を代表する。
—	副会長(木曜・土曜各1名)	会長を補佐し、必要に応じて会長の代行を行う。 行政との窓口は、主として副会長が担う。
教室部	教室部長 (木曜、土曜、西砂 3教室各1名)	日本語教室の運営がスムーズに行われるよう 計画し、実行する。
企画渉外部	企画渉外部長	イヤーエンドパーティーなどの事業を計画し実施する。 対外事業への対応をする。 下部組織として「えんがわサロン」を置く(3項)
広報部	広報部長	会報の発行・配布及び管理をする。 行事記録を残す(写真撮影など)。 ホームページの更新・管理をする。
会計部	会計部長	会費の徴収等、出入金の管理を行う。 その他会に必要な会計の処理を行う。 決算処理を行い、決算報告書を作成する。
事務局	事務局長	運営委員会、総会を統括し議事録を作成する。 役員選挙を統括する。 会員の状況把握などの事務を行う。 その他会の運営に必要な事務を行う。
—	会計監査(木曜・土曜各1名)	会計に関わる会計監査を行う。

2項 会員は必ずいずれかの部に属して役割を担うものとする。

3項 「えんがわサロン」の詳細については別に定めるところによる。

## 第17条 (役員を選任及び任期)

- 1項 役員改選は事務局が統括して前年末12月に改選作業を開始する。  
選出人数は12名、柴崎教室より会長を含む11名を木曜・土曜の会員数に応じて選出し、西砂教室より1名を選出する。
- 2項 初めに次期正副会長の立候補者を募る。立候補者がいない場合、正副会長が協議して候補者を選び、内諾を得る。副会長は木曜・土曜から各1名とする。  
会計監査は正副会長が木曜・土曜教室からそれぞれ1名候補者を選び、内諾を得る。
- 3項 2項の役員候補者の名簿を会員に示して信任投票を行い、過半数をもって決する。
- 4項 会員の希望所属部を調査し、人数に偏りがあれば次期正副会長候補が調整し、本人の了解を得て決定し、公示する。
- 5項 部長については、木曜・土曜それぞれの部員の中で部長または副部長を自薦または互選で決める。企画渉外・広報・会計・事務局の正副部長は、原則として木曜・土曜で交互の持ち回りとする。
- 6項 選出された正副会長・部長・会計監査は役員候補者として運営委員会で承認し、総会で決議・選任する。副部長も運営委員会で併せて承認する。
- 7項 役員の内任期は総会から総会までの2年間とし、連続2期4年を限度とする。  
但し2年後の選出を妨げない。
- 8項 任期途中で会長が退任した場合は、副会長のいずれかが残存期間、会長を務める。  
副会長・会計監査が退任した場合は他方の副会長・会計監査が補完する。  
部長が退任した場合は、副部長が残存期間、部長・役員に就任する。

## 第18条 (運営委員会)

- 1項 運営委員会は、会長・副会長・教室部長・企画渉外部長・広報部長・会計部長・事務局長により組織される。会計監査、えんがわサロンリーダーの出席は任意とする。
- 2項 運営委員会は年6回、2か月毎に開催することを原則とし、必要に応じて会長がこれを招集することが出来る。
- 3項 会の運営上、重要な事項は運営委員会が決定する。  
運営委員会は過半数の出席を以って成立し、出席委員の多数決で決定する。
- 4項 各部長は、適宜部内会議を開催して各部の役割遂行について協議し必要事項を決定する。

- 第19条** (本会の活動内容の決定)  
1項 運営委員会は、年間活動計画を策定し、予算を決めなければならない。  
2項 運営委員会で決める時間的余裕がない事項は、会長が副会長及び部長と相談の上決定する。但し、緊急を要する事項は、会長または副会長の判断で対処することができる。

- 第20条** (総会)  
1項 総会は全会員により構成され、定時総会と臨時総会からなり、会長が招集、開催する。総会の決議や承認は、出席会員の過半数の賛成で成立する。  
2項 定時総会は5月に開催する。開催日の2週間前に通知し、委任状を含め会員の過半数の参加で成立する。  
3項 臨時総会については運営委員会が要請した場合、または会員の4分の1以上から内容・理由を示した書面をもって要請があった場合は、会長は詳細を記載した書面により4週間以内にこれを招集しなければならない。  
4項 臨時総会は過半数の出席をもって成立する。  
5項 総会の議長は参加者の中から選任する。  
6項 定時総会では次の事項を議決または承認する。  
①年間事業報告  
②会計報告  
③年間事業計画  
④予算案  
⑤会則の改廃  
⑥役員を選任または解任  
⑦その他重要な事項  
7項 緊急時には、運営委員会の決議により書面総会とすることが出来る。

- 第21条** (会計)  
1項 会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。  
2項 会計の収支はすべて予算に計上し、総会に諮らなければならない。

- 第22条** (会計監査)  
会計の収支決算等の会計報告は、会計監査を受けた後、監査報告書を付して総会に報告し、その承認を受けなければならない。

## 第6章 記録の閲覧

- 第23条** (記録の閲覧)  
総会議事録、運営委員会議事録、会計報告、会の外部に提出する公式書類等は会員に公開しなければならない。

## 付則

- (1) 本会は在籍する会員が病氣入院等で療養中の際には、正副会長合議判断によりお見舞いの意を表す。慶弔に関する事項は、正副会長の合議判断により対処し、事後に運営委員会及び総会で報告するものとする。
- (2) 17条3項の開票作業は、正副会長の立会いの下で事務局がこれを行う。
- (3) 会則の解釈・運用において疑義を生じた場合は運営委員会に諮る。但し緊急時には会長が決めることが出来る。
- (4) 西砂教室の組織・運営は、本会則以外に別途定められた「西砂教室会則」が適用される。

本会則は、総会において趣旨を説明し、その承認をもって2024年5月25日に改正された。

会則	1992年6月	TIFA設立			
改正履歴	2009年改正	2011年改正	2012年改正	2015年改正	
	2021年5月29日改正				
	2024年5月25日改正	「えんがわサロン」について追記			

#### 第16条 3項 「えんがわサロン」細則

1. 企画渉外部の下部組織として多文化交流を目的とする「えんがわサロン」を設ける。
2. その運営は実行委員会が行う。
3. TIFA会員をはじめ、えんがわサロンの趣旨に賛同する者は、実行委員となることができる。
4. 実行委員の中から代表者1名を選出する。
5. 代表者は、えんがわサロンの活動内容を運営委員会に報告するとともに、必要に応じて運営委員会に参加することができる。
6. えんがわサロンの予算は、企画渉外部の予算とは別に計上し、運営委員会及び総会の承認を得るものとする。